

新旧対照表（夜間金庫規定）

改定前	改定後
<p>略</p> <p>10. 解約等</p> <p>この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、金庫扉鍵、預金袋および預金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。</p>	<p>略</p> <p>10. 解約等</p> <p>(1) この契約は、本人の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、金庫扉鍵、預金袋および預金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の返却手続をしてください。第4条により契約期間が満了し、契約更新されないときも同様とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人が手数料を支払わないとき ② 本人の責めに帰すべき事由により、当行もしくは第三者に損害を与えたるおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ④ 本人がこの規定に違反したとき <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ夜間金庫を明渡してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

改定前	改定後
	<p>② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当する事が判明した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 自己、自社の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること <p>③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為

改定前	改定後
<p>略</p> <p>13. 追加</p>	<p>略</p> <p>13. 標定の変更等</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、前項の周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>